

# 民間宅地開発事業補助金制度

平川市では、定住人口の増加を図るため、民間事業者による宅地開発に係る道路及び側溝の整備費用の一部を補助します。

## 補助要件

- ①市街化区域及び市街化調整区域で実施される道路の新設を伴う開発行為であること
- ②新たに住宅を建築するための用地を分譲することを目的とした開発行為であること
- ③都市計画法に基づく開発許可を受けたものであること
- ④新設された道路が、開発行為完了後、市に帰属されるものであること
- ⑤申請者に各税の滞納がないこと

## 補助金額

宅地開発により新設される開発区域内道路延長1m当たり

市街化区域	：54,000円を乗じた額
市街化調整区域	：27,000円を乗じた額

## 交付申請

以下の書類を建築住宅課都市計画係に提出ください。

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 開発行為の許可指令書の写し

※開発の内容により別途資料を求める場合もあります。

平川市 建設部 建築住宅課 都市計画係

電話：0172-44-1111（内線2224、2226）

# 平川市民間宅地開発事業補助金交付の流れ

